

令和6年度税額の算出方法等(賦課の根拠となった法律及び条例)

[凡例] 法:地方税法 都:東京都都税条例 区:新宿区特別区税条例 条:1、2、3 項:①、②、③ 号:I、II、III
 森林:森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

特別区民税及び都民税(住民税)は、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日(法39、318、都条例24の7、区条例26)として、次のとおり課税されます。

- (1) 新宿区内に住所を有する個人に対して均等割額及び所得割額の合算額が課税されます。
(法24①I、294①I、都条例24の2I、区条例9I)
- (2) 新宿区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、新宿区内に住所を有しない方に対して均等割が課税されます。(法24①II、294①II、都条例24の2II、区条例9II)

1 非課税の範囲

- (1) 次の方は課税されません。(法24の5①、295①、区10①、森林4)
 - ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - イ 障害者、未成年者又は寡婦(ひとり親)の方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (2) 次の方には均等割は課税されません。(法24の5③、295③、区10②)

均等割のみを課税される方のうち、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

 - ア 同一生計配偶者及び扶養親族のいない場合 45万円以下の方
 - イ 同一生計配偶者又は扶養親族のいる場合
 $\{35 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 31 \text{万円}\}$ 以下の方
- (3) 次の方には所得割は課税されません。(法附則3の3①④、区付則2の2の2①)

前年中の総所得金額等が次の金額以下の方

 - ア 同一生計配偶者及び扶養親族のいない場合 45万円以下の方
 - イ 同一生計配偶者又は扶養親族のいる場合
 $\{35 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 42 \text{万円}\}$ 以下の方

※ 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする、前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者をいいます。
 ※ 扶養親族とは、あなたと生計を一にする、前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者以外の親族等をいいます。

2 税率

(1) 均等割額

特別区民税 3,000円 都民税 1,000円 (法38、310、都24の6、都附則4の3、区13、区付則15)

(2) 所得割額

所得区分		特別区民税	都民税	法律及び条例	
総所得・山林所得		6%	4%	法35①、314の3①、都24の4、区18①	
土地・建物等の譲渡所得	分離長期(一般)	3%	2%	法附則34①④、区付則10①	
	分離長期(特定)	2千万円以下	2.4%	1.6%	法附則34の2①④、区付則11①
		2千万円超	(課税分離長期所得-2千万円)×3%+48万円	(課税分離長期所得-2千万円)×2%+32万円	
	分離長期(軽課)	6千万円以下	2.4%	1.6%	法附則34の3①③、区付則11の2①
		6千万円超	(課税分離長期所得-6千万円)×3%+144万円	(課税分離長期所得-6千万円)×2%+96万円	
	分離短期(一般)		5.4%	3.6%	法附則35①⑤、区付則12①
分離短期(軽減)		3%	2%	法附則35③⑦、区付則12③	
申告分離課税を選択した配当所得等		3%	2%	法附則33の2①⑤、区付則8①	
株式等の譲渡所得等	一般分	3%	2%	法附則35の2①⑤、法附則35の2の2①⑤、区付則13、区付則13の2	
	上場分				
先物取引の雑所得等		3%	2%	法附則35の4①④、区付則14	

(3) 森林環境税 1,000 円 (森林 5)

3 所得控除一覧表

項 目	控 除 額		
社会保険料	支払った金額		
小規模企業 共済等掛金	支払った金額		
生命保険料	支払った保険料の区分（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料）ごとに下表により計算した控除額の合計額 ※介護医療保険料は新契約のみ [限度額 70,000 円]		
	支払保険料の合計額（剰余金、割戻金を差し引いた残額）		
	【新契約】 平成 24 年 1 月 1 日以降に 締結した保険契約に係るもの	12,000 円以下	支払保険料の合計額
		12,001 円～32,000 円	支払保険料の合計額×0.5+6,000 円
		32,001 円～56,000 円	支払保険料の合計額×0.25+14,000 円
		56,001 円以上	28,000 円（限度額）
	【旧契約】 平成 23 年 12 月 31 日までに 締結した保険契約に係るもの	15,000 円以下	支払保険料の合計額
		15,001 円～40,000 円	支払保険料の合計額×0.5+7,500 円
		40,001 円～70,000 円	支払保険料の合計額×0.25+17,500 円
		70,001 円以上	35,000 円（限度額）
同区分に【新契約】【旧契約】両 方がある場合	【新契約】【旧契約】それぞれで求めた額の合計額 （合計額が 28,000 円を超える場合は 28,000 円）		
地震保険料	①地震保険契約に係るもの	50,000 円以下	支払保険料の合計額×0.5
		50,001 円以上	25,000 円（限度額）
	②旧長期損害保険契約に係る もの	5,000 円以下	支払保険料の合計額
		5,001 円～15,000 円	支払保険料の合計額×0.5+2,500 円
		15,001 円以上	10,000 円（限度額）
	①②両方がある場合	①②それぞれで求めた額の合計額 （合計額が 25,000 円を超える場合は 25,000 円）	
	注）旧長期損害保険契約 損害保険契約等のうち、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した契約で、保険期間が 10 年以上で満期返戻金 等があり、平成 19 年 1 月 1 日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの		
雑損	次の①又は②で求めた金額のうちいずれか多い方の金額 ①損害金額 - 保険金等で補填される金額 - 総所得金額等×0.1 ②災害関連支出の金額 - 5 万円		
医療費	次の①又は②のいずれかを選択 ①支払った医療費の額 - 保険金等で補填される金額 - <u>総所得金額等×0.05</u> ※「 <u>総所得金額等×0.05</u> 」が 10 万円を超える場合は 10 万円 [限度額 200 万円] ②支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補填される金額 - 12,000 円 [限度額 8.8 万円]		

項目	控除額	受けることができる控除の内容	納税通知書の表示	
配偶者	控除対象配偶者	早見表①参照 あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で同一生計配偶者を有する場合	控配	
	老人控除対象配偶者		控配かつ内老人	
	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)	控除額なし※	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超で同一生計配偶者を有する場合	同配
	配偶者特別	早見表②参照	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	
扶養親族	一般	33万円	下記のいずれかに該当しない扶養親族がいる場合	その他
	老人	38万円	年齢70歳以上の扶養親族(昭和29.1.1以前生)がいる場合	老人
	同居老親等	45万円	上記の老人扶養親族が、あなた又は配偶者のいずれかの直系尊属であり、あなた又は配偶者のいずれかと同居を常況としている場合	老人かつ内同居老親
	特定	45万円	年齢19歳以上23歳未満の扶養親族(平成13.1.2~平成17.1.1生)がいる場合	特定
	年少	控除額なし※	16歳未満の扶養親族(平成20.1.2以降生)がいる場合	16歳未満
寡婦	26万円	次の①又は②のいずれかに該当する場合 ①夫と死別又は夫が生死不明で、前年中の合計所得金額が500万円以下の単身者 ②夫と離婚し、前年中の合計所得金額が500万円以下の単身者で、子以外の扶養親族(合計所得金額が48万円以下)がいる	寡婦	
ひとり親	30万円	婚姻歴や性別にかかわらず、前年中の合計所得金額が500万円以下の単身者で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる場合 ※住民票の続柄が「夫(未届)」、「妻(未届)」である場合は対象外	ひとり親	
勤労学生	26万円	あなたが学生であり、前年中の合計所得金額が75万円以下かつ自己の勤労に基づく給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	勤労学生	
普通障害者	26万円	あなた又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付や福祉事務所長の認定を受けている等の場合	普通障害 又は内普障	
特別障害者	30万円	あなた又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛の手帳1度又は2度等の場合	特別障害 又は内特障	
同居特別障害者	53万円	上記に該当する同一生計配偶者又は扶養親族が、あなた又は配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合	内特障かつ 内同居特障	
基礎控除	早見表③参照			

※ 控除対象外ですが、非課税の判定を行う際には人数として考慮されます。

早見表①
配偶者控除額

あなたの 合計所得金額	控除額	
	控配	老人 控配
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

早見表②
配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額ごとの控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

早見表③ 基礎控除額

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

(法 34、314 の 2、区 17)

4 調整控除(税額控除)

- (1) 合計課税所得金額(課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額)が 200 万円以下の場合
次の A と B のいずれか少ない額の 5% (特別区民税 3%、都民税 2%)

- A 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
B 合計課税所得金額

- (2) 合計課税所得金額が 200 万円を超える場合

次の A の金額から B の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の 5% (特別区民税 3%、都民税 2%)

- A 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
B 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類	金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者 控 除	普通	1万円	配偶者 控 除	一般	5万円	4万円
	特別	10万円				
	同居 特別	22万円		老人	10万円	6万円
寡婦控除		1万円	配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
				50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
ひとり親 控 除	父	1万円	扶 養 控 除	一般	5万円	同 居 老 親 等
	母	5万円				
勤労学生控除		1万円		老人	10万円	

注) 合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用なし

(法 37、314 の 6、区 19 の 2)

5 配当控除(税額控除)

配 当 控 除	利益の配当、剰余金の分配による配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が所得割額から差し引かれます。 「証券投資信託に係る配当所得」は()内の率、「一般外貨建等証券投資信託に係る配当所得」は()内の率が適用されます。	課税総所得金額 注)		特別区民税 : %	都民税 : %
		1,000 万円以下の場合		1.6 (0.8) [0.4]	1.2 (0.6) [0.3]
	1,000 万円を超える場合	1,000 万円以下の部分の金額	1.6 (0.8) [0.4]	1.2 (0.6) [0.3]	
		1,000 万円を超える部分の金額	0.8 (0.4) [0.2]	0.6 (0.3) [0.15]	

注) 課税総所得金額は、ここでは課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額(平成 10 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までは適用なし)、課税長期(短期)譲渡所得金額、上場(一般)株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額です。

(法附則 5①③、区付則 3)

6 住宅借入金等特別税額控除(税額控除)

控除額 = 次の A、B のいずれか少ない金額(特別区民税:3/5、都民税:2/5)

A 所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額(以下、住宅ローン控除可能額)のうち、控除しきれなかった金額

B 所得税の課税総所得金額等の額に 5%を乗じて得た金額(上限 97,500 円)

平成 11 年～令和 7 年まで(平成 19・20 年中を除く)に入居され、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方が対象です。

※ なお、平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年まで(地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで)の入居で、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む)又は特例特別特例取得に該当する場合、控除額は以下のとおりになります。

A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、控除しきれなかった金額

B 所得税の課税総所得金額等の額に 7%を乗じて得た金額(上限 136,500 円)

(法附則 5 の 4①⑥、5 の 4 の 2①③⑤⑦、区付則 3 の 2、3 の 3)

※ 課税総所得金額等の額には、課税山林所得・課税退職所得以外の分離課税分は含みません。

7 寄附金税額控除(税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(総所得金額等の 30%を限度)が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の 10%(特別区民税 6%、都民税 4%)に相当する金額を控除します。

(1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金

(2) 東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金

(3) 所得税法等に規定される寄附金のうち、東京都又は新宿区が各々の条例で定めるもの

※東京都が条例で定めている団体については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

※新宿区が条例で定める指定団体は、新宿区社会福祉協議会及び新宿区社会福祉事業団の二団体です。

※(1)のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2,000 円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の

割合を乗じて得た額(特別区民税は 3/5、都民税は 2/5)に相当する金額(所得割額の 20%を限度)を特例控除額として加算し控除します。

※(3)の寄附金について、その寄附金の 2,000 円を超える金額に条例ごとに定められた税率を適用した税額が控除されます。

課税総所得金額から人的控除額の差を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円を超え 330 万円以下	79.79%
330 万円を超え 695 万円以下	69.58%
695 万円を超え 900 万円以下	66.517%
900 万円を超え 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0 円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法で定める割合

※ (1)の寄附金に該当し、寄附金税額控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が適用される場合は、所得税における控除額に代えて特例控除額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額に相当する金額を申告特例控除額として加算し控除します。

課税総所得金額から人的控除額の差を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895分の5.105
195万円を超え330万円以下	79.79分の10.21
330万円を超え695万円以下	69.58分の20.42
695万円を超え900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

(法37の2、314の7、法附則5の5、法附則7、区20、区付則3の4、区付則5、区付則5の2)

8 配当割額、株式等譲渡所得割額の控除(税額控除)

配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収されている特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した場合、当該配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。控除することができなかった金額がある場合は均等割額に充当し、なお充当しきれなかった金額は還付します。

(法37の4、314の9、区20の3)

9 所得金額調整控除

(1) 給与収入金額が850万円を超え、下記のいずれかに該当する場合は、次の計算式により算出した金額が給与所得から控除されます。

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、次の計算式により算出した金額が給与所得の金額から控除されます。

所得金額調整控除額 = (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円)

◇ そのほか外国税額控除及び令和6年度定額減税については、税務課へおたずねください。

◆ 税額の計算方法 ◆ (総所得金額のみの場合)

▶ 所得割額 = $\frac{\text{総所得金額} - \text{所得控除金額}}{\text{課税標準額 (課税総所得金額)}} \times \text{税率 [区:6%, 都:4%]} - \text{税額控除等}$
(調整控除、配当控除等)

▶ 均等割額 特別区民税：3,000円 都民税：1,000円

▶ 森林環境税 1,000円

特別区民税・都民税(住民税)の納付方法について

住民税の納付方法には「普通徴収」、「給与からの特別徴収」及び「年金からの特別徴収」の3種類があります。原則として、給与や公的年金等の所得に係る住民税については当該特別徴収で、それ以外の所得に係る住民税については普通徴収により納付していただくことになります。

※ 複数種類の所得がある方の場合、2種類又は3種類の納付方法を組み合わせてお支払いいただく場合があります。

1 「普通徴収」……個人で納付する方法

区から納税者本人に交付する税額決定・納税通知書(納付書)によって金融機関等を利用して納付していただきます。

期 別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期限	6 月 30 日	8 月 31 日	10 月 31 日	翌年 1 月 31 日

※ 各年の納期限が土・日曜日の場合は翌月曜日となります。

2 「給与からの特別徴収」……給与から差し引かれる方法

給与支払者(特別徴収義務者)が、毎月の給与支払時に住民税を差し引き、納税者にかわって納入します。通常は、6月分から翌年5月分までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれます。

3 「年金からの特別徴収」……年金からの引き落としによる納付方法

年齢65歳以上の一定の年金受給者について、年金保険者(厚生労働大臣等)が偶数月の年金支払時に支払額から住民税を引き落としのうえ、納税者にかわって納入します。

なお、前年度に通知済の仮徴収税額は、今年度の税額に相当します。ただし、今年度の税額決定により、前年度に通知済の仮徴収税額や納付方法に変更が生じる場合があります。

◇ 給与から特別徴収されている方への税額決定・納税通知書の送付について

給与以外に所得のあった方は、給与からの特別徴収のほか、年税額から当該特別徴収税額を差し引いた残りの額(差額)を普通徴収で納付していただくため、納税通知書を送付しています。

なお、確定申告の際に第二表の「住民税に関する事項」欄で徴収方法の選択(「特別徴収」をチェック)を行うことで、当初からすべての年税額*を給与からの特別徴収で納付することができます。

普通徴収分(年金所得に係るものを除く)についても、併せて給与からの特別徴収による納付に切替を希望される場合は、勤務先の給与担当者の方を通して税務課へご相談ください。

*65歳以上の方の場合、公的年金等に係る所得に対する税額を、給与から特別徴収することはできません。

◇ 特別徴収(給与・年金)から普通徴収への切替

給与又は年金に係る所得について特別徴収の方法で住民税を納めていた方が、退職(給与)や転出(年金)等により特別徴収の対象ではなくなった場合、給与所得者が退職時に残りの税額を一括徴収されたときを除き、その残額は普通徴収の方法で納めていただきます。

令和6年度住民税の主な変更点について

○ 森林環境税(国税)の課税について

令和6年度より、森林の整備等に関する施策の財源として、森林環境税（国税）が課税されます。

森林環境税は、特別区民税・都民税（個人住民税）の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

○ 上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る課税方式の統一

令和6年度より、住民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式について、所得税と一致させることとなりました。

また、住民税における上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件についても、所得税と一致させることとなりました。

○ 国外居住親族に係る扶養控除等の見直しについて

令和6年度より、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額を計算する際の扶養親族の対象から除外されます。

- ・留学により非居住者となった者
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

上記に該当する国外居住親族について扶養控除等の適用を受けようとする場合は、対象に応じて書類を提出又は提示する必要があります。詳しくは新宿区ホームページをご覧ください。

○ 令和6年度住民税の定額減税について

令和6年度住民税において、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下である方を対象に、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円の特別控除（定額減税）を実施します。

※定額減税額は住民税所得割額を限度とします。（均等割・森林環境税のみ課税の場合は定額減税の対象になりません。）

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）は令和6年度の定額減税の対象になりません。（令和7年度住民税の所得割の額から1万円を控除します。）

- ・普通徴収（納付書や口座振替等）の場合

第1期分の税額から特別控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除します。

- ・公的年金等からの特別徴収（年金天引き）の場合

令和6年10月分の年金より特別徴収される税額から特別控除し、控除しきれない場合は、12月以降の税額から順次控除します。仮徴収税額（令和6年4月分・6月分・8月分）からは控除しません。

※令和6年度初めて年金から特別徴収する場合、または令和5年度住民税において税額変更等により年金からの特別徴収が途中で停止した場合は、第1期分・第2期分は普通徴収、10月分以降は年金より特別徴収となります。そのため、普通徴収分の第1期分から順次控除を行い、控除しきれない場合は10月分の年金からの特別徴収税額から順次控除します。

詳しくは新宿区ホームページをご覧ください。

その他のお知らせ

○ 事務所、事業所又は家屋敷を有する方への課税について

新宿区外に住所のある方で、新宿区内に事務所、事業所又は家屋敷を有している場合には、住所地の区市町村で課税される住民税（所得割額及び均等割額）とは別に、新宿区でも住民税の均等割額【特別区民税 3,000 円、都民税 1,000 円】のみが課税されます。（法 24①、294①、区 9）

令和 5 年中に、事務所等の住所の異動や廃業などがあった場合には、税務課へご相談ください。

○ 各種所得控除等の修正について

障害者、寡婦（ひとり親）に該当し、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方は、住民税が非課税となります。また、135 万円を超える場合でも、住民税を計算する際に障害者控除、寡婦（ひとり親）控除を受けることができます。そのほか、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに、一定額を超える医療費を支払った場合には、医療費控除の対象となります。

各種の所得控除（2,3 ページ）に該当する場合で、税額決定・納税通知書の内容に反映されていないときは、税務課へご相談ください。

○ 特別徴収義務者の指定について

平成 29 年度から原則として全ての事業主の方を対象に、特別徴収義務者の指定を実施しております。これにより、今まで個人住民税を普通徴収で納税されていた方も給与からの特別徴収での納税となります。ただし、特別徴収義務者が給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」を提出した場合は、普通徴収が認められる場合があります。

○ 普通徴収の住民税の口座振替について

普通徴収の住民税は、口座振替で納付することができます。口座振替を申し込むと、納期限の日にご指定の口座から引き落としいたします。

【問い合わせ先】税務課収納管理係 電話：03-5273-4139

○ 住民税の一括納付について

一括納付用の納付書はありません。一括納付をご希望の場合は、1期から4期までの納付書をまとめて金融機関等にご提示のうえ納付してください。

○ 住民税の分割納付について

住民税が納期限までに納付できない等、納税でお困りの方は早めに税務課納税係にご相談ください。納税額を分割し、納付することができます。

住民税の猶予制度

住民税を一時に納付することが困難と認められる場合には、猶予制度があります。

換価の 猶予	住民税を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持ができなくなるおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り猶予が認められる場合があります。
徴収の 猶予	災害、病気、事業廃止等による場合や、法定納期限から1年を経過した日以後に税額が確定した場合に、一時に納付ができないときは、1年以内の期間に限り、猶予が認められる場合があります。

猶予が認められた場合は、納税額を分割して納付していただくと共に、猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。また、財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。詳しくは税務課納税係にご相談ください。

【問い合わせ先】税務課納税係 電話：03-5273-4534

新宿区総務部税務課

*課税第一係 03-5273-4107

*課税第二係 03-5273-4108

(代 表) 03-3209-1111

(F A X) 03-3209-1460

【受付日時】

月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:00

火曜日は午後 7:00 まで

(土、日、休日、12月29日～1月3日は除く)